

第一の問題点として、まず違法な行為への法的制裁を損害賠償、つまり、すべて金銭で解決できるとしている点が挙げられる。確かに、金銭で被害を償うことは必要である。しかし、被害の回復は、金銭ですべて償えるものではない。例えば、被害者のうけた被害が財産罪のように物的損害であれば、金銭賠償で償うこともできるであろう。しかし、殺人のような生命に対する犯罪や、身体に対する犯罪のように精神的被害を大きくうける犯罪の場合に損害賠償だけで被害が解決するなどありえないであろうし、すべての損害を金銭で算定できるのか疑問である。仮に算定できたとしても、それだけで被害者の被害がすべて回復できるのか疑わしい。また、違法行為をしても損害賠償さえすればなにをしてもいいとして、犯罪を助長する危険もある。国家が刑罰を独占することで、加害者は、社会的制裁を受け、そのことにより、被害者の感情も少しでも救済されるということもあるので、法的制裁のすべてを損害賠償で済ませるとする点は賛同できない。

第二の問題点として、損害賠償を超えて、国家が加害者に刑罰を加えるべき理由がないとしている点が挙げられる。しかも、資力がなければ、雇用プロジェクトで働かせ、その賃金を損害賠償に充てるとしているが、加害者が働かなかった場合や、死んでしまった場合のように、賃金を得られなくなった場合、被害者の損害は回復されないままである。また、賠償額が多額で一生働いても支払いができない時もやはり同じ問題が生じる。このように加害者個人のみ賠償責任を負わせるとその個人がいなくなってしまう場合に、被害者の経済的損失の救済

←バーネット説の問題点の一つを正しく指摘できています。

「あろう」という言い方は自信がない印象を与えます。「償うこともできる」「ありえない」などのように自信をもって断定してください。

「疑わしい」も自信がない言い方です。修正例：「被害が回復できるわけではない」

この指摘は非常に鋭い指摘です。

「国家が刑罰を独占する」という表現よりも「国家が刑罰を科す」のほうがこの文脈では適切です。

←この段落の内容からいって、ここは「第二の問題点として、加害者が賠償しきれなかった場合に被害者が救済されないことが挙げられる」にしたほうがよいです。

←非常に鋭い指摘です。バーネットの説の不備を見事に指摘できています。

←この部分の解答はやや表面的な理解にとどまっています。本文からの書き抜きが中心になっていますが、設問ではそれぞれの